

全国段ボール工業組合連合会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和5年3月3日
全国段ボール工業組合連合会

1. 令和4年度フォローアップ調査結果(概要)

調査期間	令和4年10月31日～11月18日
調査企業	全段連の会員(段ボール工業組合)の 組合員企業131社を対象
回答企業	80社(前年度46社)
回答率	61.1%(前年度38.7%)

1. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

概観

- ✓ 当連合会の組合員企業（以下、組合員）は131社で、この内、資本金が3億円以下の組合員は110社で84%を占める。今回の調査に回答した組合員80社についても約8割（資本金3億円以下で79%、従業員300人以下で85%）が中小企業に相当する。
- ✓ 調査内容を見ると、最大の仕入先については、段ボール産業は原紙の購入金額が大きなウエイトを占めることから80%が大手企業（資本金3億円超）となっており、また、販売先についても、最大手の販売先は67%が大手企業（資本金3億円超）となっている。段ボールはあらゆる産業で使用されており、特に受注側の立場において下請取引の対象となる場合が多い。
- ✓ 発注側の立場と受注側の立場の同じ質問に対する回答を比較すると、特に価格決定の項目において、発注側の立場では大手仕入先に押し切られ、受注側の立場では大手販売先との交渉が難航している状況が浮き彫りになっている。
- ✓ 支払条件については、発注側の立場、受注側の立場ともに現金のウエイトは低く、手形等での支払のウエイトが高い。また手形等のサイトは「90日超120日以内」と「120日超」が7～8割を占めている。政策決定や振興基準の内容を周知し、約束手形の利用廃止と支払いサイトの短縮を促進していくことが課題となる。
- ✓ 知的財産の保護については、発注側の立場、受注側の立場ともに、該当取引は少なく、「管理の必要性を感じていない」との回答が受注側の立場で9%程度あった。
- ✓ 型取引の適正化については、「型代金又は型製作費の早期の支払い」ウエイトは比較的高いが、「保管費用」や「廃棄費用」の支払いについては、「型製作時」の3分の1程度に留まっており、保管費用や廃棄費用の負担への取組みが課題となっている。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①合理的な価格決定の推進(十分な協議の実施)【対象:最大の取引先】

【分析結果・今後の課題】

- 2022年度に適用する価格の決定・改定にあたり、理解を得られるように十分な協議を実施したと回答した比率は、発注側、受注側ともに97%で殆どの組合員が実施をしている。
- 尚、仕入先と十分な協議を実施していないと回答した2社の内、1社はグループ会社から原紙を仕入れている組合員、もう1社は仕入先の原紙メーカーの事情を理解しているので協議することなく満額受け入れた組合員であり、問題は無いと捉えている。

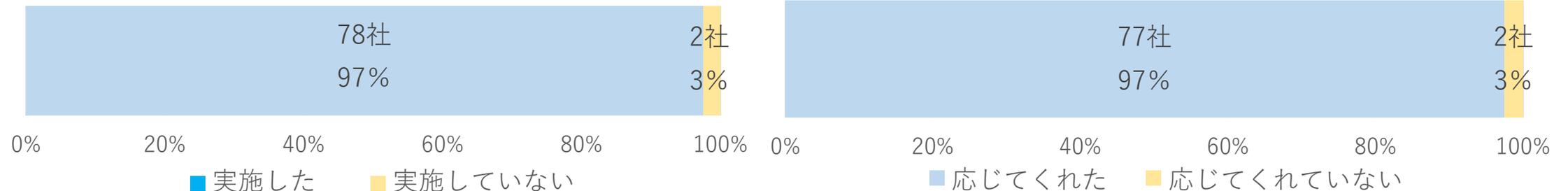
【設問と回答】

【発注側】

【受注側】

発注側5 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい仕入先(発注先)の理解を得られるように十分な協議を実施しましたか。【単一回答】

受注側7 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。【単一回答】



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 2022年の調査結果において問題は見受けられなかったが、価格決定・改定にあたり理解を得られるように十分な協議を実施することについては、組合員向けに取り纏める他業種との比較分析資料(以下、分析資料)の中で言及し、今後も徹底する。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①合理的な価格決定の推進(変動コストの反映状況)【対象:最大の取引先】

【分析結果・今後の課題】

- 変動コストの反映状況は発注側、受注側ともに「原材料価格」は反映された比率が高く、「エネルギーコスト」、「労務費」については比較的低い。
- 発注側と受注側の比較では、「概ね反映」した比率が発注側の立場の方が高い。
- 仕入、販売とも大手企業との取引となり、仕入価格アップを販売価格に如何に反映させるかが今後の課題となる。

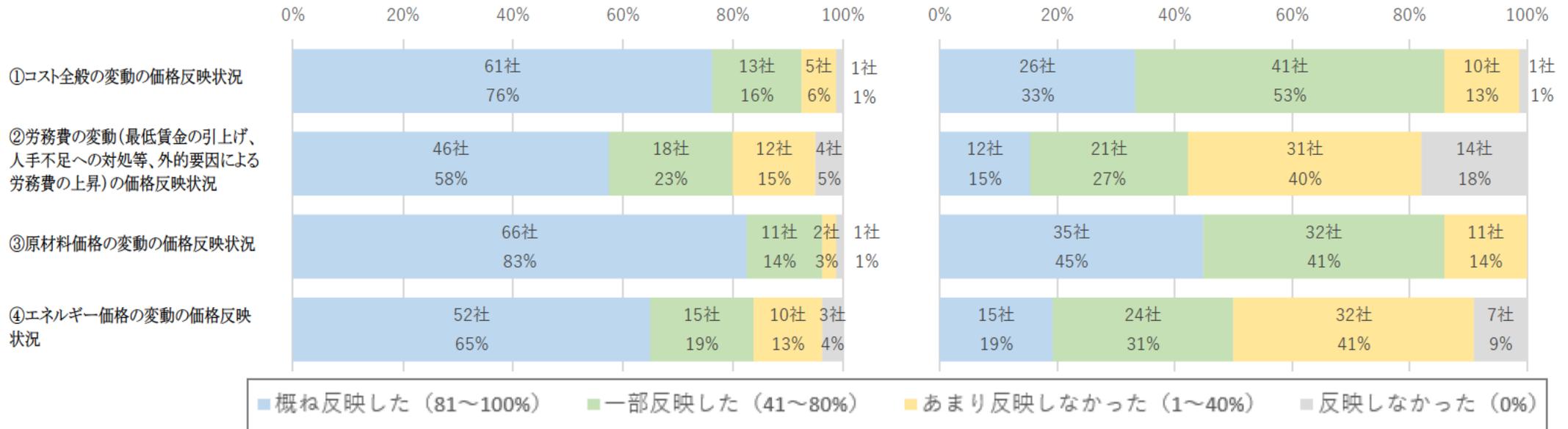
【設問と回答】

【発注側】

発注側6-1 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。

【受注側】

受注側8-1 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 他業種に比べてエネルギーコストと労務費の反映が少ないことを分析資料を通じて周知し、組合員の自覚を促す。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②不合理な原価低減要請の抑制 【対象:最大の取引先】

【分析結果・今後の課題】

- 発注側の立場で「不合理な原価低減要請を行わないよう徹底した」又は「原価低減要請を行っていない」と回答した組合員は合計で77社、96%、一方で、「不合理な原価低減を行わないことを徹底していない」組合員は3社、4%であった。「不合理な原価低減を行わないことを徹底していない」と回答した3社は、いずれも大手製紙会社の子会社又はグループ会社であり、親会社又はグループ会社からの仕入額(原紙購入)が最大となる組合員であった。
- 受注側の立場で、不合理な原価低減要請や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を受けた組合員は10社、13%あった。最大の販売先からの要請に毅然とした対応をすることが課題。

【設問と回答】

【発注側】

【受注側】

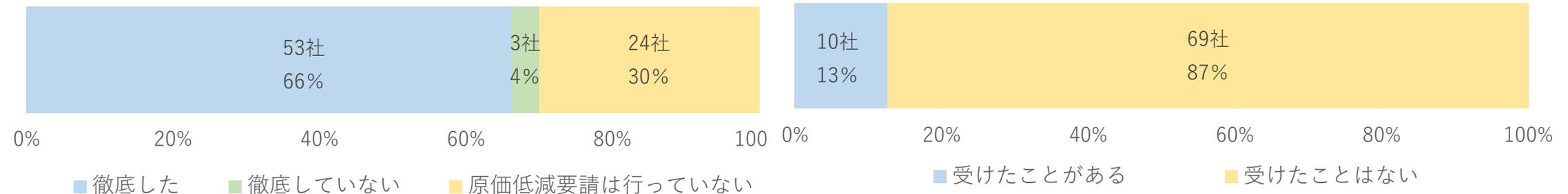
発注側7

直近1年間で、仕入先(発注先)に対し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請*を行わないことを徹底できましたか。【単一回答】

受注側10

直近1年間で、販売先から客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請*を受けたことがありますか。【単一回答】

*目標数値のみを提示しての要請、要請に応じることを発注継続の前提と示唆しての要請、文書や記録を残さない形での要請等



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 不合理な原価低減要請を行わないことを、分析資料を通じて、今後も徹底する。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③支払条件の改善(手形の割合とサイト) 【対象:最大の取引先】

【分析結果・今後の課題】

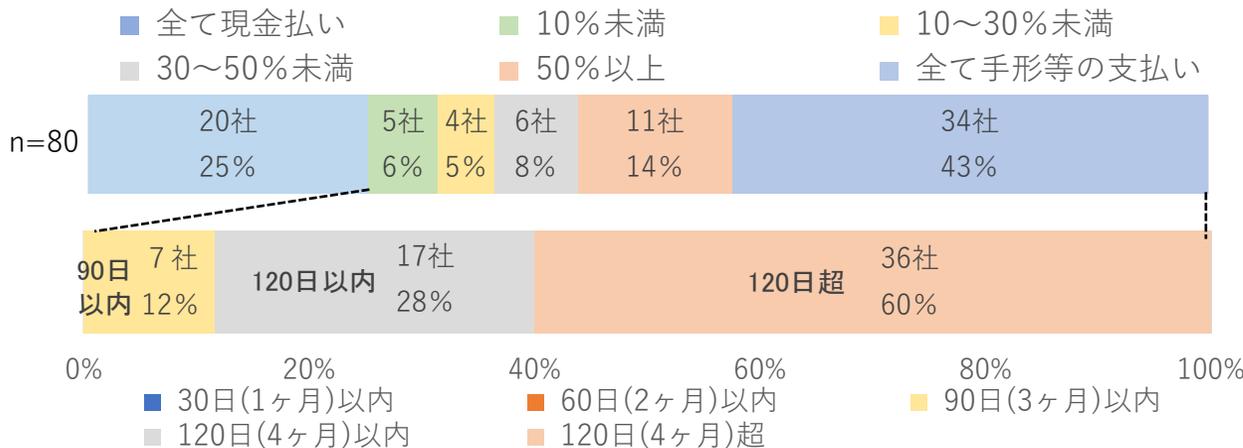
- 支払が全て現金の取引は、発注側の立場で20社、25%、受注側の立場で30社、38%となっており発注側の立場の比率が低い。
- 手形等で支払っている場合のサイトは、120日以内と120日超の合計で発注側の立場で53社、88%、受注側の立場で37社、76%とサイトが長い産業となっている。特に120日超のサイトの比率は発注側の立場で36社、60%と高く、販売先からの支払サイトが長いことも一因となっていると思われるものの、その比率は受注側の立場(17社、35%)より高い。

【設問と回答】

【発注側】

発注側9・10 購入代金を手形等で支払っている場合、その割合はどれくらいですか。【単一回答】

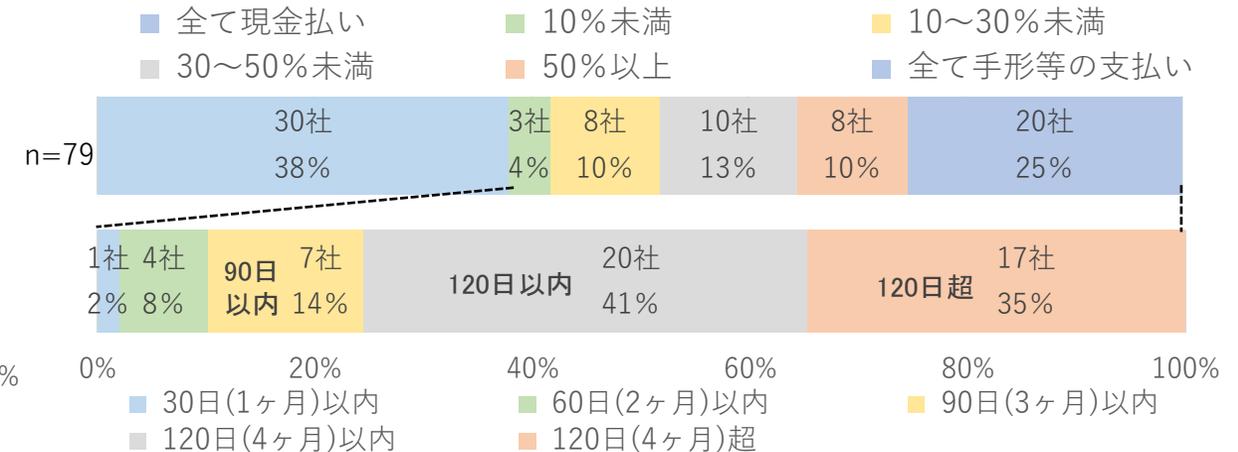
購入代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。【単一回答】



【受注側】

受注側12・13 販売代金を手形等で受け取っている場合、その割合はどれくらいですか。【単一回答】

販売代金を手形等で受け取っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。【単一回答】



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 2026年に紙の手形の利用が廃止される可能性が高いことを分析資料を通じて再度周知する。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

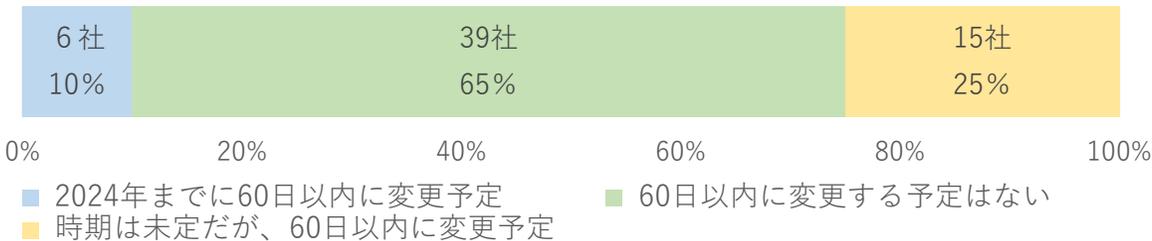
重点課題に対する取組 ③支払条件の改善(サイト短縮及び手形廃止の予定)【対象:最大の取引先】

【分析結果・今後の課題】

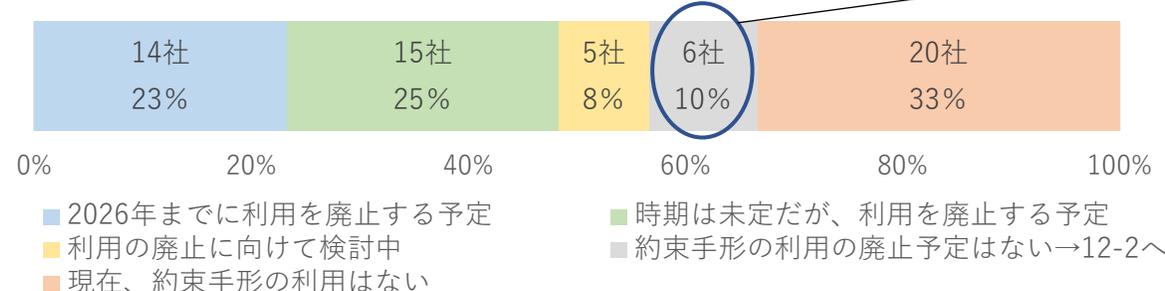
- 現在60日を超える支払サイトを60日以内にする予定については、39社、65%が「予定はない」と回答しており、支払いサイトが長い業界の根強い課題となっている。
- 約束手形の利用廃止について「廃止予定はない」と回答した組合員は6社、10%あり、その理由は、「手元資金に余裕を持たせるため」及び「販売先から手形で支払われるため」との回答が4社ずつあり大きな理由となっている。

【設問と回答】

発注側11 現在、60日を超えるサイトの手形等を利用している場合、サイトを60日以内に変更する予定がありますか。【単一回答】

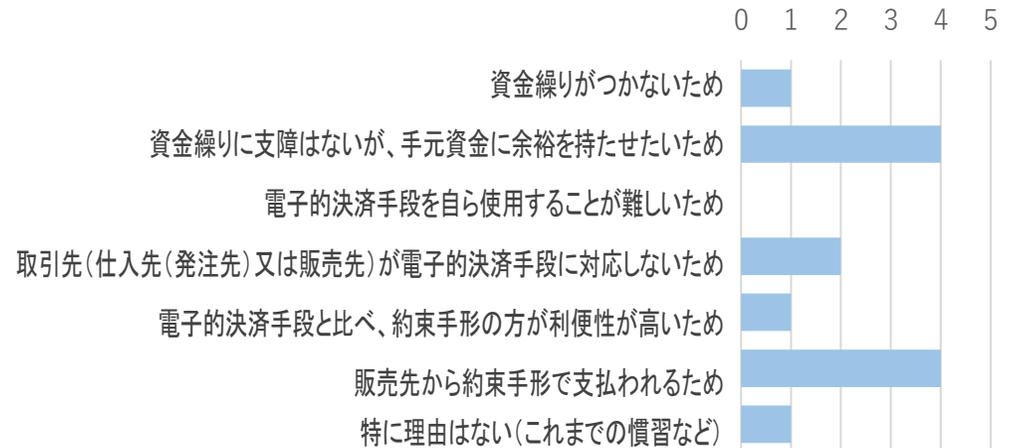


発注側12-1 今後、購入代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定していますか。【単一回答】



発注側12-2

発注側12-1で「4:約束手形の利用の廃止予定はない」と回答した方にお伺いします。約束手形の利用の廃止をする予定がない理由は何ですか。【複数回答可】



2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③支払条件の改善(サイト短縮及び手形廃止の予定)【対象:下請先】

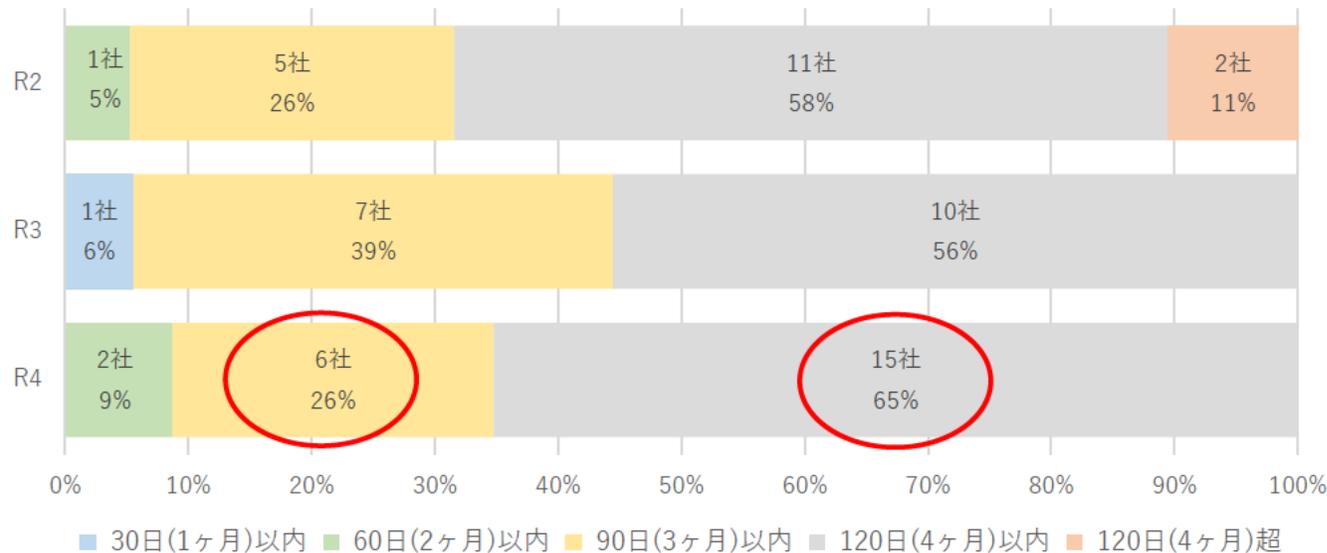
【課題を踏まえた今後のアクション】

- 全段連では過去の調査結果との比較を行うため、最大の取引先を対象にした設問とは別に、下請取引における手形等のサイトについての設問を追加し、下記の結果を得た。

発注側-追加②.

下請代金を手形等で支払っている場合*、手形等のサイトはどれくらいですか。【単一回答】

*発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答ください。



- 下請取引での支払いが手形60日超の組合員に対して、各段ボール工業組合の理事会等の場を通じて下請振興法の振興基準や自主行動計画の重要性の周知・徹底を図る。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④知的財産の保護 【対象:取引先全般】

【分析結果・今後の課題】

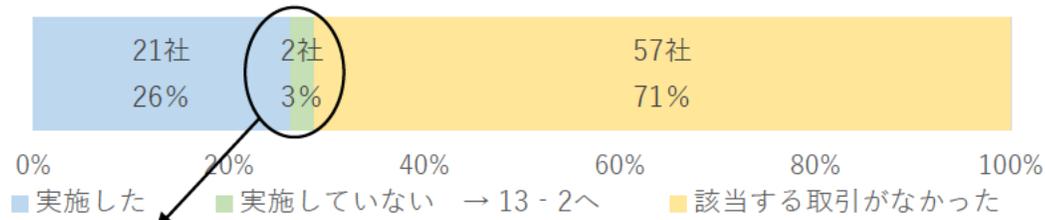
- 知的財産の保護に関しては、発注側、受注側ともに該当する取引や所有する知的財産がない比率が最も高いが、発注側の立場では知的財産保護の取組を実施していないとの回答が2社、3%、受注側の立場では管理保護を図っていないとの回答が10社、13%と少数ながら存在し、その理由は、知的財産保護の必要性を感じていないとの回答が多かった。

【設問と回答】

【発注側】

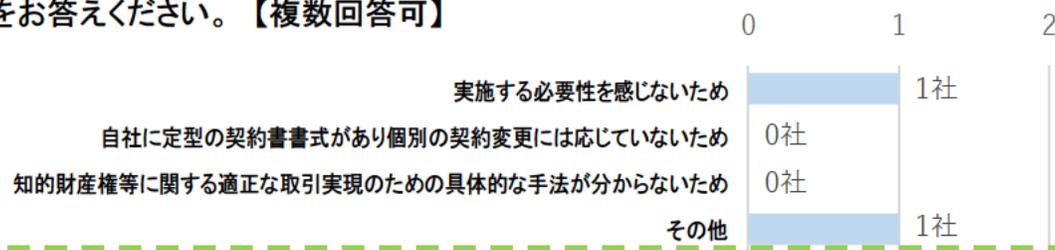
発注側13-1

直近1年間で、知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するために、仕入先に対して知財提供の強制・無断使用、対価の否定、一方的に不利な契約、不当な知財の帰属、知財の流失等を行わない取組を実施しましたか。【単一回答】



発注側13-2

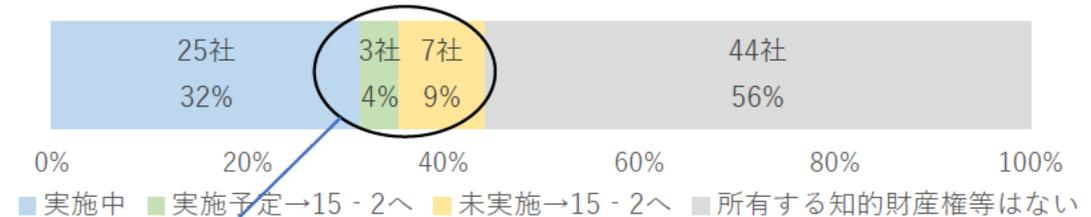
発注側13-1で「2:実施していない」と回答した方にお伺いします。実施していない理由をお答えください。【複数回答可】



【受注側】

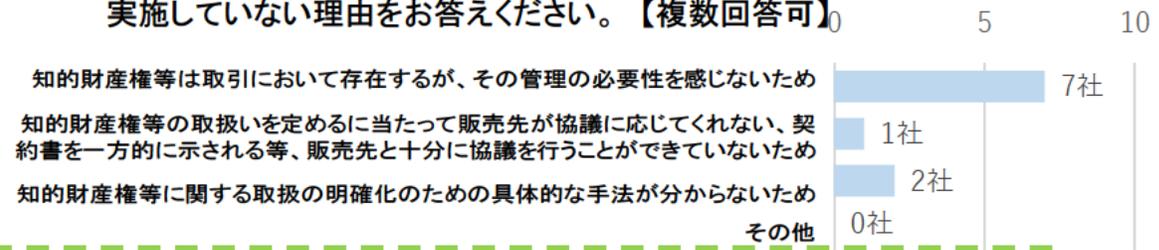
受注側15-1

自己の保有する知的財産権等について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っていますか？【単一回答】



受注側15-2

受注側15-1において、「2:実施予定」「3:未実施」と回答した方にお尋ねします。実施していない理由をお答えください。【複数回答可】



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 知的財産の保護は、「未来志向型の取引慣行に向けて」で重点課題に挙げられており、自主行動計画にも織り込まれていることを、分析資料を通じて改めて周知する。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑤働き方改革への対応(適正なコスト負担)【対象:取引先全般】

【分析結果・今後の課題】

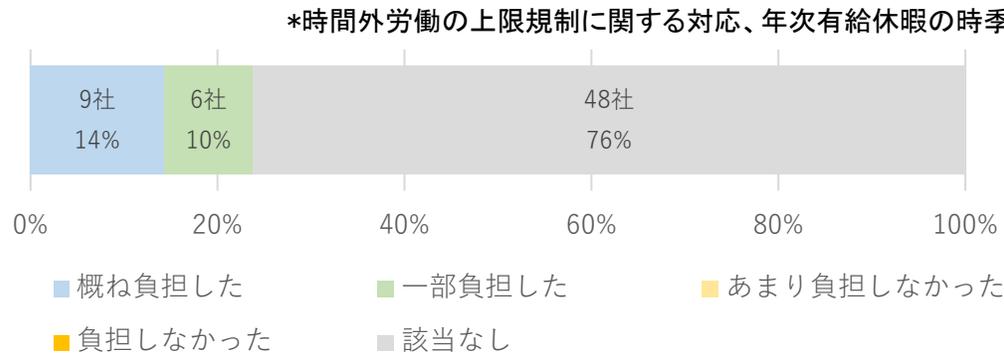
- 働き方改革を行った結果、短納期対応や急な仕様変更が発生した場合のコスト負担については、「該当なし」の回答が最も多く、発注側の立場で48社、76%、受注側の立場で50社、65%が「該当なし」と回答。
- コスト負担が発生した場合の負担状況については、発注側の立場では「一部負担」も含めて全社(15社、24%)が発注側が負担した一方で、受注側の立場では「あまり販売先は負担しなかった」も含めて15社、19%が販売先に負担してもらえなかったとの回答があった。
- 販売先の働き方改革のしわ寄せで発生したコストの負担をいかに理解してもらうかが課題。

【設問と回答】

【発注側】

発注側16

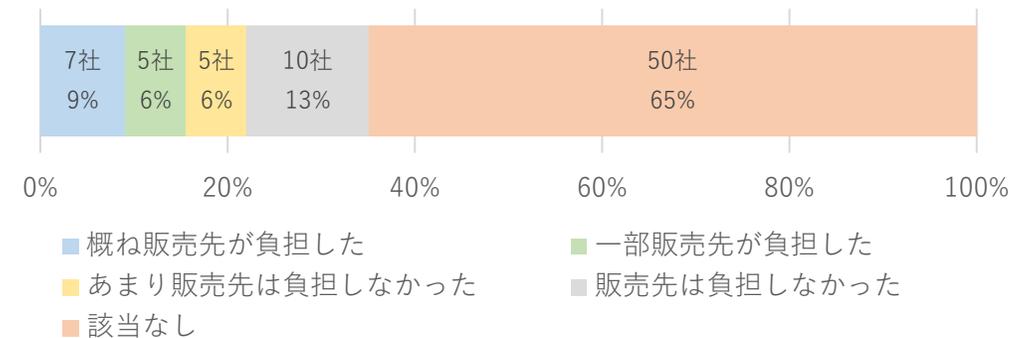
直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応*、短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを貴社が負担しましたか。【単一回答】



【受注側】

受注側18

直近1年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応*の結果、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合、適正なコストを発注側企業(販売先)が負担しましたか。【単一回答】



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 働き方改革に伴うしわ寄せの防止、しわ寄せで発生したコストの適正な負担は、「未来志向型の取引慣行に向けて」で重点課題に挙げられており、自主行動計画にも織り込まれていることを、分析資料を通じて改めて周知する。

2. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑥型管理の適正化 【対象:取引先全般】

【分析結果・今後の課題】

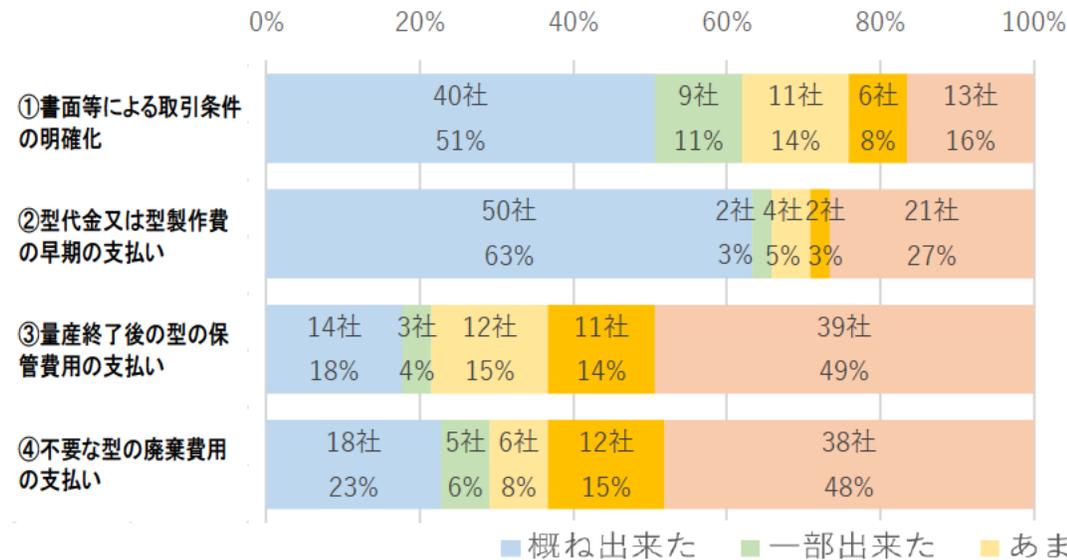
- 型管理の改善の取組みは、発注側の立場、受注側の立場ともに実施できた比率が低い。
- 項目別では「製作費用の早期支払い」は発注側、受注側ともに比較的高いが、「不要な型代の廃棄費用」や「型の保管費用」については実施率が「製作費用の早期支払い」の半分以下に留まっている。
- 新型を製作する際には負担を要請しても、廃棄費用や保管費用の負担を要請する商習慣が希薄であり、先ず販売先への要請を行うことが課題となる。

【設問と回答】

発注側17

【発注側】

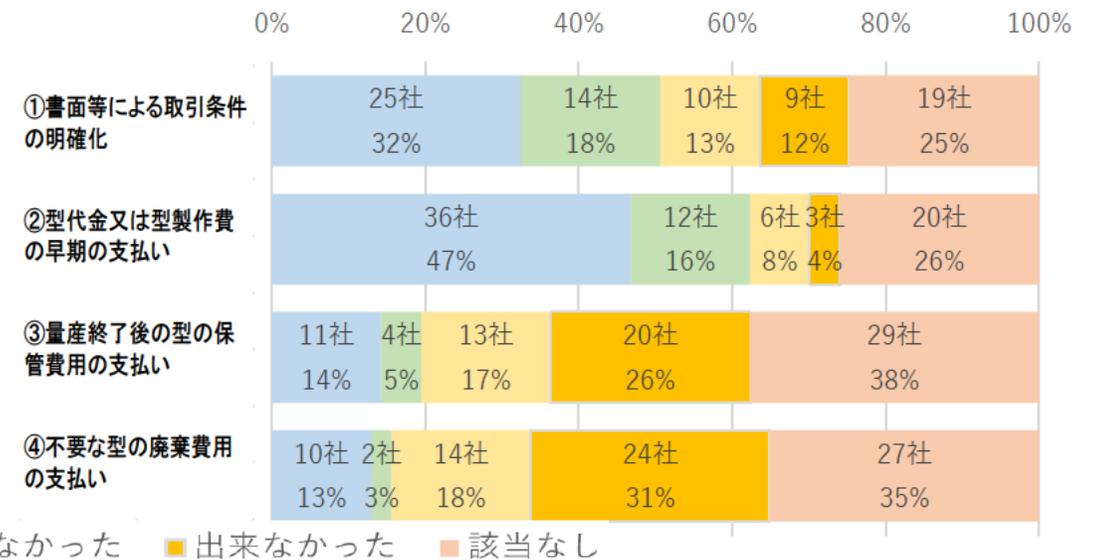
直近1年間で、型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。【各項目単一回答】



受注側19

【受注側】

直近1年間で、型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。【各項目単一回答】



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 分析資料を通じて、「不要な型代の廃棄費用」と「型の保管費用」の2項目が課題となっていることを周知し、組合員の自覚を促す。

3. パートナースhip構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・会員企業数：131社（うち、資本金3億円超の大企業21社）
- ・宣言企業数：59社（うち、資本金3億円超の大企業17社）
- ・会員企業に占める宣言企業の割合：45.0%
- ・資本金3億円超の大企業に占める宣言企業の割合：81.0%

【今後の取組】

今後、宣言企業数を増加させていくために、宣言企業数の管理をして、各段ボール工業組合の理事会での働きかけを行う。

4. これまでの取組（普及活動等）

◆ 適正取引の推進に向けた自主行動計画の改訂	（令和4年7月）
◆ 業界団体として取引条件等の改善に取り組む際の注意点を纏めた独禁法Q&A集の改定及び配布	（令和4年7月）
◆ 価格交渉促進月間の説明および周知	（令和4年8月・9月）
◆ 他産業との比較分析の実施及び分析資料の配布	（令和4年9月）
◆ 理事長名のパートナーシップ構築宣言の要請文書の発信	（令和4年9月）
◆ 約束手形の利用廃止に向けた政策スケジュールおよび説明資料の配布	（令和4年9月）
◆ 自主行動計画フォローアップ調査における設問主旨の解説添付	（令和4年10月）
◆ 理事会において、フォローアップ調査の回答率、及びパートナーシップ構築宣言企業数を共有し、取組みを促進	（令和4年12月）
◆ 理事会において、フォローアップ調査結果の中政審での発表内容を検討し決定	（令和5年1月）

5. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- パートナーシップ構築宣言の実施促進（随時継続）
 - ・ 各段ボール工業組合の理事会を通じて、未だ宣言を行っていない企業に宣言を促す
- 支払サイトの短縮に向けた取組み（令和5年4月）
 - ・ 下請法の運用見直しにより、2024年以降に60日を超えるサイトの手形等で支払う場合は、「割引困難な手形等に該当する」と判断される可能性があり、指導の対象となり得ることを改めて周知する。
- 約束手形の利用廃止に向けた取組み（令和5年4月）
 - ・ 2026年に約束手形の利用が廃止される可能性があることを改めて周知する。
- 下請振興法の振興基準、紙・紙加工産業取引ガイドライン、
自主行動計画の遵守に向けた取組み（令和5年4月）
 - ・ 今回の調査において、下請振興法の振興基準や自主行動計画で定める内容について（社内に）徹底できていない企業があったことから、再度内容の周知を図る。